



社会福祉法人 愛の会

ハート24 介護タクシー



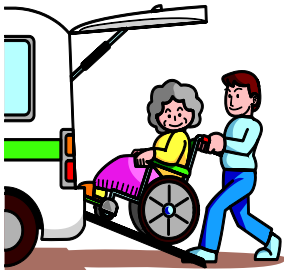
ご利用対象者

- 介護保険制度における、要支援および要介護1～5認定者。
- 障害者自立支援法に基づいた送迎サービスを必要とされる方。
- 人工血液透析患者や肢体不自由などの理由により、単独で移動、公共交通機関の利用が困難な方

運転手 ● 第二種運転免許（青ナンバー車両）およびヘルパー2級以上取得者が安心、安全をモットーにサポートいたします。

当法人は運送事業許可を取得しております。
【許可No. 関自旅二第422号】

移送サービスご利用までの流れ



担当ケアマネジャーに移送サービスの利用を相談

介護保険対象外としてケア輸送サービスの利用が決定する

利用開始



※要介護認定を受けていない方は、市町村に介護認定の申請手続きをしてください。

『ハート24 介護タクシー』運賃表

【介護保険制度（ケアプラン）および障害者自立支援法対象外の送迎の場合】

『ケア輸送サービス』 ※時間制による運賃のみ適用	
時間範囲	運賃 (片道)
10分まで	810円
20分まで	1,620円
30分まで	2,430円
以降10分毎に	810円加算
運賃算定時間範囲	営業所を出発してから、移送目的先までになります
割引	障害者割引あり（1割引）
その他	付添い等の介助が必要な場合は、別途実費負担となります。 ※まずは、ご相談下さい。

※上表の運賃内容については、道路運送法に基づいております。【認可No. 関自旅二第545号】

※上表の運賃額について、10円未満の端数は切り上げとなります。



社会福祉法人 愛の会

訪問介護事業所 ハート24 水戸事業所 介護タクシー

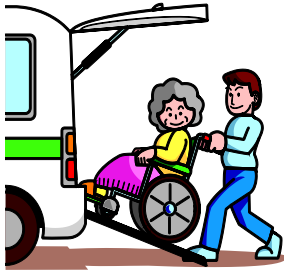


ご利用対象者 ●介護保険制度における、要介護1～5認定者。(ケアプランの範囲内になります)
●障害者自立支援法に基づいた送迎サービスが必要とされる方。

運転手 ●ヘルパー2級以上取得者が安心、安全をモットーにサポートいたします。 ヘルパー ●ケアプランに基づいて、同行し、介助を行います。

当法人は運送事業許可を取得しております。
【許可No. 関自旅二第422号】並びに【許可No. 茨運輸第345号】

移送サービスご利用までの流れ



担当ケアマネジャーに移送サービスの利用を相談

ケアプランにて介護輸送サービスの利用が決定する

利用開始



※要介護認定を受けていない方は、市町村に介護認定の申請手続きをしてください。
※福祉タクシー券をご利用になりたい方は、市町村に問い合わせてください。

『ハート24 介護タクシー』運賃表

【介護保険制度（ケアプラン）及び障害者自立支援法に基づく送迎の場合】

『介護輸送サービス』 ※距離制運賃と時間制運賃のいずれかを選択できます。			
距離制運賃		時間制運賃	
範囲	運賃(片道)	範囲	運賃(片道)
100mまで	10円	15分まで	600円
500mまで	50円	30分まで	1,200円
1kmまで	100円	45分まで	1,800円
10kmまで	1,000円	60分まで	2,400円
以降100m毎に	10円加算	以降15分毎に	600円加算
《運賃算定距離範囲》 ご利用者様を乗せてから、移送目的先までの実車距離になります。		《運賃算定時間範囲》 ご利用者様を乗せてから、移送目的先までの実車時間になります。	
《割引》 福祉タクシー券(要介護3～5認定者のみ)利用可			

※上表の運賃内容については、道路運送法に基づいております。【認可No. 関自旅二第546号】

※介護保険料等は別途費用になります。

※介護保険制度及び障害者自立支援法対象外の移送サービスをご希望の場合はご相談下さい。